

内閣府政策統括官  
(防災担当) 付参事官  
(被災者行政担当)

# 高齢者等の避難対策に関する 防災と福祉の連携について

令和2年3月10日  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

# 国における検討状況について

# 中央防災会議 防災対策実行会議

## 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ

### ○趣旨

東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置。

### ○論点

- 災害リスクととるべき行動の理解促進
- **高齢者等の避難の実効性の確保**
- わかりやすい防災情報の提供（避難勧告・避難指示のあり方）等

※関係省庁の取組と連携し検討を実施

### ○スケジュール

年内 ワーキンググループ立ち上げ  
年度内 とりまとめ

※ 制度改正につながるものは引き続き検討し、早期に結論を得る



宮城県丸森町 被災状況



長野県長野市 被災状況

### ○メンバー

委員	所属
◎田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長 教授
飯島 淳子	東北大学大学院法学研究科教授
石川 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
牛山 素行	静岡大学防災総合センター 教授
片田 敏孝	東京大学大学院情報学環 特任教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
鈴江 奈々	日本テレビ放送網 アナウンサー
清水 義彦	群馬大学大学院理工学府教授
執印 康裕	宇都宮大学農学部教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長
立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
田中 仁	東北大学大学院工学研究科・工学部土木工学専攻教授
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
坪木 和久	名古屋大学宇宙地球環境研究所教授
中貝 宗治	兵庫県豊岡市長
山崎 栄一	関西大学社会安全学部教授
山崎 登	国士舘大学防災・救急救助総合研究所教授
吉谷 純一	信州大学工学部水環境・土木工学科教授

◎：主査

※関係省庁も委員として参画

# ワーキンググループでの主な論点

## 主な課題

### 【1】住民は、居住地域の災害リスクととるべき行動を理解できていたか？

- ① ハザードマップの認知や避難先の理解が不足していた
- ② 避難しない、避難が遅い人が多かった
- ③ 屋外で、特に自動車で移動中に被災した人が多かった

### 【2】避難情報の発令や避難の呼びかけはわかりやすく伝わったか？

- ④ 避難勧告・避難指示がわかりにくいとの指摘
- ⑤ 「全員避難」「命を守る最善の行動」などの呼びかけがわかりにくいとの指摘
- ⑥ 避難先等についての情報提供が不十分だった

### 【3】高齢者等の避難を支援する地域の仕組みは十分だったか？

- ⑦ 多くの在宅の高齢者が被災した

### 【4】大規模広域避難は可能か？

- ⑧ 大規模広域避難の困難さ(タイミング、避難場所等)が顕在化した

## 対応(案)

### 【論点1】災害リスクととるべき行動の理解促進（平時の対応）

#### 対応①②：ハザードマップのより一層の活用

- ・ハザードマップの活用によるとるべき避難行動の周知
- ・適切な避難先の周知

- 逃げどきマップ・気づきマップの検討
- 重ねるハザードマップの活用
- 適切な避難先の確保
- 避難所・避難場所に関する災対法上での整理
- ・中小河川での水害リスク評価
- ・水災害対策とまちづくりの連携方策の検討

#### 対応②：「避難」の意味の周知

- ・「避難」の意味の周知（避難行動判定フロー等）

#### 対応③：職場・学校等の計画的休業

- ・外出リスクの周知(特に車での移動)
- ・計画的休業に関する経済界への働きかけ
- ・企業BCP
- ・テレワークの普及推進

### 【論点2】わかりやすい防災情報の提供（災害時の対応）

#### 対応④：警戒レベルの理解促進

- ・警戒レベルの理解促進
- ・警戒レベル相当情報の理解促進

- 勧告・指示に関する災対法上での整理
- 大雨特別警報の発表基準の改善
- アドバイス業務の明確化

#### 対応⑤：避難の呼びかけの工夫

- ・避難の呼びかけの工夫(全員避難・命を守る最善の行動)、災害リスクが明示された区域以外に配慮した呼びかけ

- ・周知する内容を用いて防災訓練を実施

- ・防災リーダーの育成につながる研修の充実
- ・専門家リストの充実
- ・情報伝達手段の多重化・多様化の促進

#### 対応⑥：AI等による避難誘導等の改善

- ・災害用HPの活用
- ・AI等による避難誘導
- ・アラート情報の地図化の推進

### 【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

#### 対応⑦：名簿の活用及び個別計画の策定促進、共助による避難支援

- ・避難行動要支援者名簿の活用

- 福祉専門職の関与等を通じた個別計画の策定促進について検討
- 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

### 【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

#### 対応⑧：広域避難体制の整備、排水強化

- 広域的な調整、検討、発令等の体制や費用負担の制度化の必要性について検討
- ・広域避難対象者の絞り込み(排水強化・垂直避難の活用等)の検討
- ・避難先の検討(他の公立施設や、ホテル・旅館・シェアリングエコノミー等の積極的活用)

出水期までに行う取組  
来年度以降も検討を行う取組

防災情報リテラシー向上  
キャンペーン関係

# 第1回ワーキンググループ（12月18日）での 委員からの主な意見

# 第1回ワーキンググループ（12月18日）での委員からの主な意見

- ワーキンググループにおいては、高齢者等の避難の実効性の確保のためには、行政組織の内外において防災・危機管理部門と保健・福祉部門とが一体となって対応することが不可欠であるとの意見をいただいているところ。

## 論点に関する主な意見（抜粋）

- 地域連携、地域包括ケアシステムを構築しているわけだから、そこで災害の備えをする。これにより、地域のレジリエンスの底上げが強力な形で進められる。
- 要介護認定を行うことと同じように、生命維持装置を付けている、寝たきり、このような方々についてはしっかりケアマネージャーが（どのように避難するかを）判断し、（避難支援を）地域に任せることができない方々として、行政が責任を持つべき。それらの方々の名簿も行政が管理し、プライバシーの問題もしっかりフォローする。
- 保健福祉行政と防災行政が縦割りであることが根本原因。
- 平時にサービスをプランニングしているケアマネージャーに、業務として災害時版のケアプランとして個別の避難支援計画づくりに主体的に関わってもらおう。災害の度に高齢者や障害者に被害が集中するが、防災の仕事は福祉と一体的に取り扱わないと、この問題は解決できない。
- 平時の取組と災害時の取組を切れ目なくつなぐために、福祉専門職（民間事業者）をもっと巻き込むべき。そして、いざというときにはインフォーマルな資源とニーズをつなぐことを業務として位置付けるべき。
- 避難行動支援者としての役割が期待される地域資源としての福祉関係者に期待する役割はどのようなものか、自主防災組織との役割分担や連携を視野に具体的に示す必要があるのではないか。
- 例えば介護保険制度の中でケアプランの1つの要素として災害時の対応を盛り込んで、これを必須条件としてほしい。（いきなりは）難しいのであれば、まず点数加算等の形でインセンティブを持たせれば、（個別計画の作成が）進むのではないか。

## 第2回ワーキンググループ(2月5日)において 事務局より提示した今後の取組の方向性

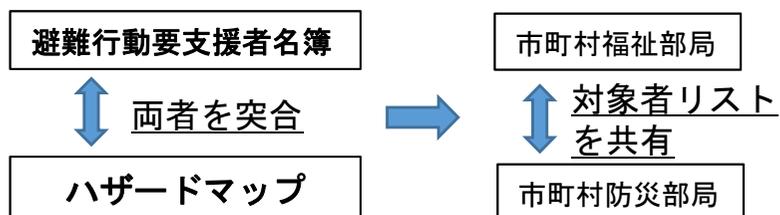
- 各市町村において、名簿の作成はほぼ完了<sup>(※)</sup>しているが、名簿の活用については状況が大きく異なっている。
- 名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の実効性のある避難を実現するため、市町村に対し、出水期に備えて、防災部局と福祉部局とが連携して取り組むべきことを周知する。

(※) 全国の98.9% (1,720市町村) で作成済 (令和元年6月1日現在)

## 参考例

### 必ず実施すべき事項

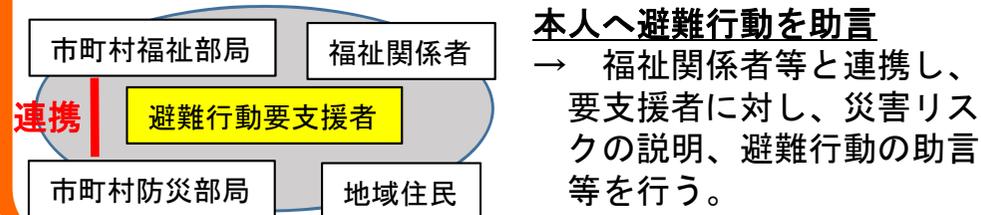
#### 災害リスクの高い要支援者の洗い出し



洗い出した  
要支援者  
に対して

### 実施が望ましい事項

#### 福祉関係者等と連携し、本人へ避難行動等を助言



## 防災部局と福祉部局とが連携し、以下のような事項に取り組むよう周知する。

### 【必ず実施すべき事項】

#### ○災害リスクの高い要支援者の洗い出し

避難行動要支援者名簿に記載されている方について、ハザードマップ等を参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住している等、特に災害リスクの高い要支援者の洗い出し、両部局とで対象者リストを共有しておくこと。

### 【実施が望ましい事項】

#### ○福祉関係者と連携し、本人へ避難行動等を助言

福祉関係者等と連携し、要支援者に対し、災害リスクの説明、避難行動の助言等を行うこと。

#### ○「避難行動要支援者」の再確認

避難行動要支援者とは「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいい、一義的には避難能力の有無によって名簿掲載の可否を判断するものであるが、現在の名簿掲載者がこの趣旨に合致しているか改めて確認すること。

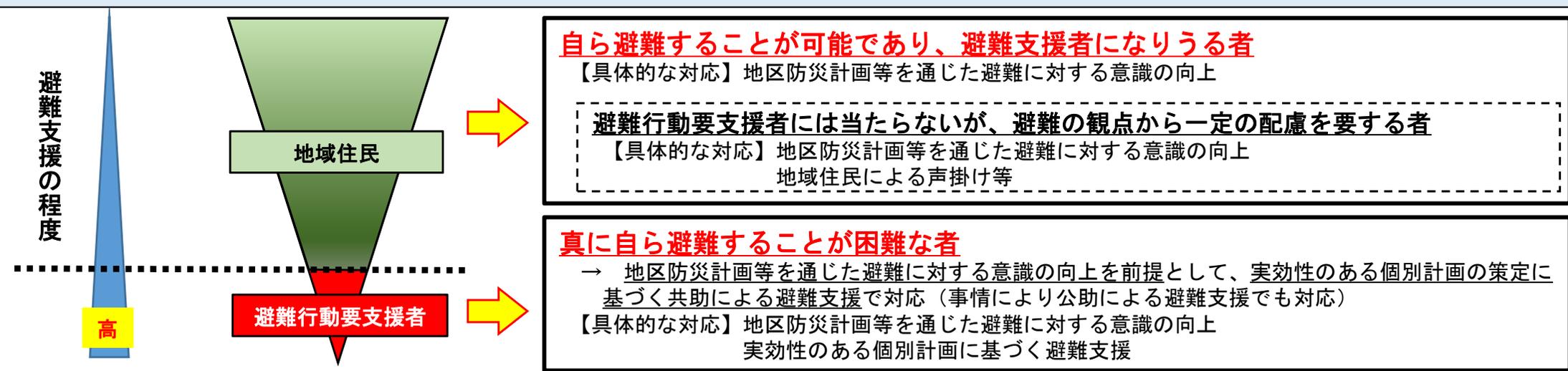
#### ○名簿の更新

平時からの名簿情報の提供はもちろん、災害発生時に直ちに提供できるよう備えておく必要があることから、地域の特性や実情に応じて、可能な限り頻繁に、かつ、定期的に更新し、名簿情報を最新の<sup>664</sup>状態に保つこと。

- 「避難行動要支援者」とは法令上、「要配慮者のうち（中略）、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」（災害対策基本法第49条の10第1項）とされているが、具体的には避難行動要支援者名簿を作成する市町村の判断により地域防災計画に定めることとなっている。
- そのため、現状では、例えば「65歳以上の者」「独居」など、避難能力の有無とは関係なく掲載要件を定めている場合もあり、本来は自ら避難することができる者が含まれている可能性があり、いたずらに名簿掲載者が増えていることも考えられる。
- このため、真に自ら避難することが困難な者に対して実効的な対策を行うためには、改めて避難行動要支援者の範囲について整理し、支援対象を明確にする必要がある。

## ○整理のイメージ

避難行動要支援者：「要配慮者のうち（中略）、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」（災害対策基本法第49条の10第1項）



## （参考）検討の際の留意点

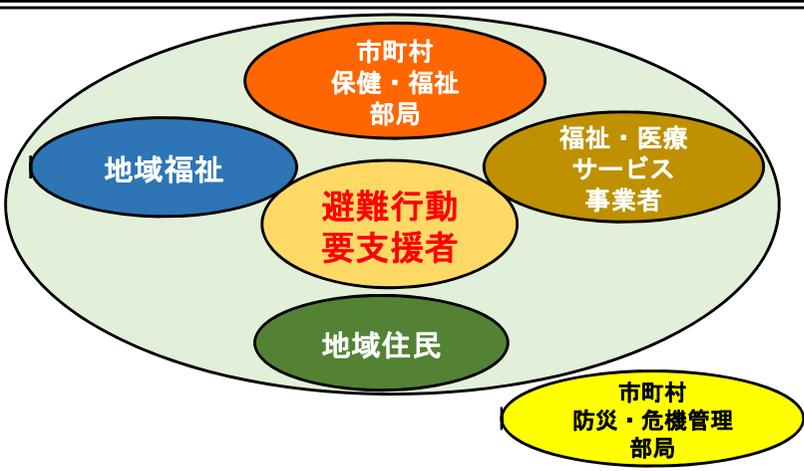
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）においては、避難行動要支援者の範囲について、①災害関係情報の取得能力、②避難の必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して、避難能力の有無を判断することが想定される旨を示し、「要介護認定3～5を受けている者」など、避難行動要支援者として認識される蓋然性が高い一例を示すとともに、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が掲載対象から漏れることのないよう、きめ細かく要件を定める必要がある旨示している。
- その上で、個々の心身の状況や生活実態は様々であることから、避難行動要支援者に該当するか否かは、形式的な要件により対象者を抽出した上で、真に避難支援等を要するか否かという観点から、対象者一人ひとりの状況に応じて個別に判断する必要があり、当該形式的要件をどのように定めるか、また、該当の可否をどのように個別に判断するかについては、慎重な検討を要する。

- 福祉政策の基軸となりつつある地域包括ケアシステムは、防災（避難）を目的としたものでないため、高齢者や障害者の確実な避難ができない等、災害時に平時の在宅生活に潜むリスクが顕在化する。
  - リスク軽減のため、平時から福祉サービスの利用等を通じて高齢者や障害者等とつながりのある福祉専門職の協力を得ながら、防災行政部門と福祉行政部門が協働して確実な避難を実現するための対策に取り組む必要がある。
- 他方、災害時において公助による避難支援には限界があることから、避難行動要支援者の避難は地域（共助）による支援が不可欠。
  - 地域（共助）による避難支援の実現のため、あらゆる機会を通じて避難行動要支援者と地域住民とを結び付ける必要がある。



人事交流等を通じて防災行政部門と福祉行政部門とが緊密に連携する体制を構築するとともに、あらゆる機会を通じて避難行動要支援者と地域住民とを結び付けながら、防災行政部門と福祉行政部門が協働して福祉専門職の協力を得ながら、実効性のある個別計画の策定を促進する。

## 現状（地域包括ケアシステム）



現状のまま  
災害が起こると…

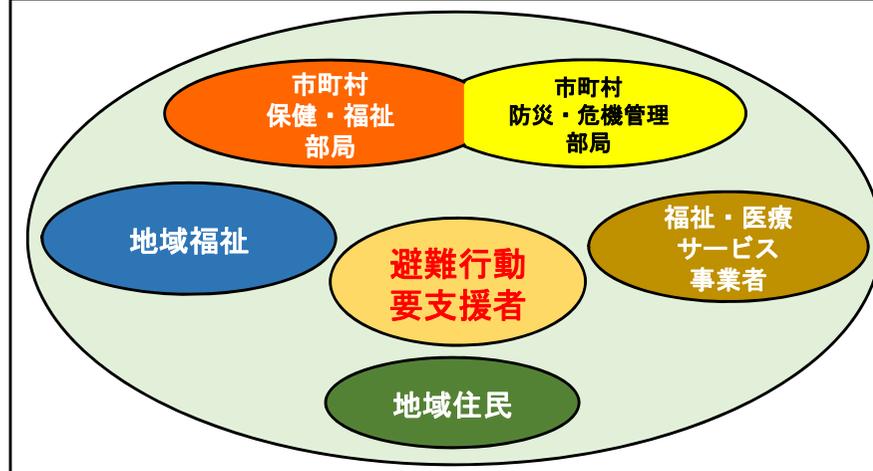
- 避難行動要支援者は、
- 地域住民による十分な避難支援等が期待できない
  - 発災後の被災者支援が行き届かない
  - 必要な福祉や医療サービスが受けられない



解決するためには…

**防災と福祉の協働が必要**

## 目指す方向性



## 課題

- ・避難行動要支援者含む地域住民のつながりが希薄化し、防災及び福祉の双方の観点からその強化が課題。
- ・防災の観点から地域住民のつながりをつくるための取組が十分ではなく、個別計画の策定も進んでいない。
- ・また、福祉の観点から地域住民のつながりを強化する取組である地域包括ケアシステムには、防災の視点が考慮されていない。
- ・防災行政部門と福祉行政部門とが縦割りで分断

## 具体的な方策（案）

- ・人事交流等により防災行政部門と福祉行政部門とが緊密に連携
- ・平時の福祉の仕組みにおいて防災行政部門と福祉行政部門とが協働する。
- ・福祉専門職の協力を得ながら、実効性のある個別計画の策定を促進
- ・地域（共助）による避難支援の実現のため、あらゆる機会を通じて避難行動要支援者と地域住民とを結び付ける
- ・避難行動要支援者も参加した避難訓練を実施し、災害に備える



全国の先進的な取組

○福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別計画の策定を行う取組が行われている。

ポイント

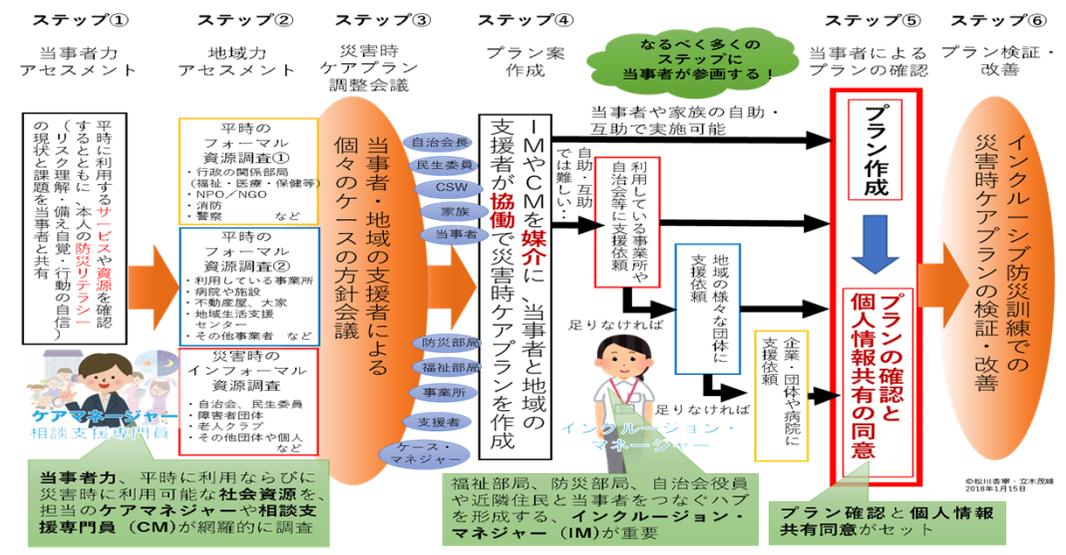
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対して報酬を支払う。
- 福祉専門職が当事者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民等の関係者が参加して避難支援の方針について打合せを行い、個別計画を策定する。
- 策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
- 当事者と福祉専門職、地域住民等とをつなぐ役割を担うことのできる人材が重要となる。

別府市の事例

別府市におけるインクルーシブ防災  
“誰ひとり取り残さない防災”



被災地の教訓から市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組んできた別府市では、平成29年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組んでいる。

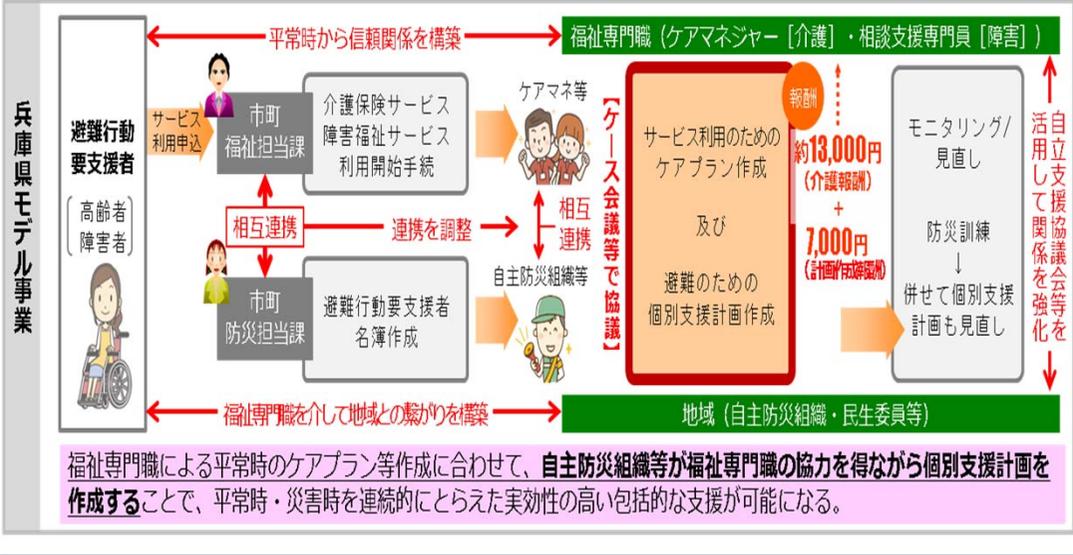


兵庫県の事例

防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30（2018）年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員の協力を得て、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画を作る「防災と福祉の連携モデル事業」を実施。これまでに県内36市町で実施中。



## (参考)避難行動要支援者名簿について

# 避難行動要支援者名簿に関する制度の概要

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けた制度。

## 《制度イメージ図》



## 《制度内容》

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。  
※ただし、条例で特別の定めがある場合は同意不要。
- ③ 現に災害が発災、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

## 《名簿情報例》

氏名	生年月日
性別	住所・居所
電話番号	など

# 災害対策基本法における規定

## 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

### （基本理念）

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

### （施策における防災上の配慮等）

- 第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

# 災害対策基本法における規定

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「**避難行動要支援者名簿**」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

# 避難行動要支援者名簿の整備状況

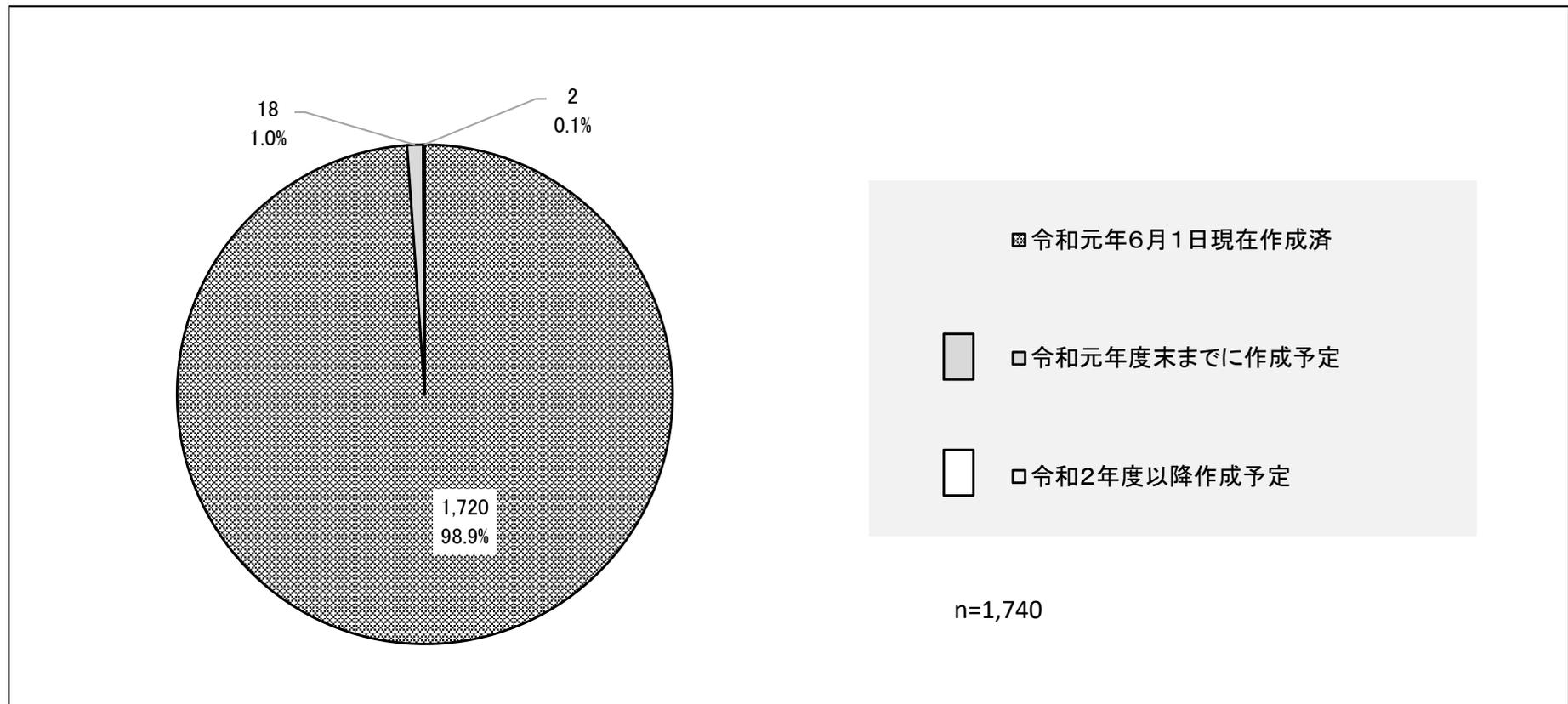
## 避難行動要支援者名簿の整備状況（令和元年6月1日現在。消防庁調べ）

○令和元年6月1日現在で、調査対象市町村（1,740市町村※）のうち**98.9%**（1,720市町村）が**作成済** [平成30年6月比 +1.9ポイント（+33市町村）]

※令和元年6月1日時点で全域が避難指示の対象となっていた1町を除く

○令和元年度末までに調査対象市町村の**99.9%**（1,738市町村）が**作成済**となる予定

[参考] 52.2%（H27.4.1）→ 84.1%（H28.4.1）→ 93.8%（H29.6.1）→ 97.0%（H30.6.1）



## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の概要

### 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）

災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法を指針として示したものの。

#### <構成と主な内容>

### 第Ⅰ部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

#### 第1 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、下位計画として全体計画を定めること。

#### 第2 避難行動要支援者名簿の作成等

##### (1) 要配慮者の把握

関係部局等が把握している要介護高齢者や障害者等の情報を把握すること。

##### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成すること。  
(要件からもれた者も、自ら名簿への掲載を求めることができること)

##### (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。

##### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- ・市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接働きかけることにより、平常時から、名簿情報を広く支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行うこと。
- ・情報管理を図るよう必要な措置を講じること。(当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、施錠可能な場所での保管の徹底、必要以上に複製しない、研修会の開催等)

# 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

## 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用

### (1) 避難のための情報伝達

防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行うこと。(聴覚障害者用情報受信装置、受信メールを読み上げる携帯電話等)

### (2) 避難行動要支援者の避難支援

- ・ 平常時から名簿情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- ・ 避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。
- ・ 平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。

### (3) 避難行動要支援者の安否確認の実施

- ・ 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- ・ 安否確認を外部(民間企業、福祉事業者)に委託するときには、災害発生前に協定を結んでおくこと。

### (4) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うこと。

## 第II部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

### 第4 個別計画の策定

地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。

### 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

- 地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して、
- ・ 高齢者や障害者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修を行うこと
  - ・ 民間団体等(民間企業、ボランティア団体等)との連携を図るとともに、防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検することなどを適切に取り組むこと

# 九州北部豪雨における名簿の活用状況

## 福岡県東峰村の活用内容

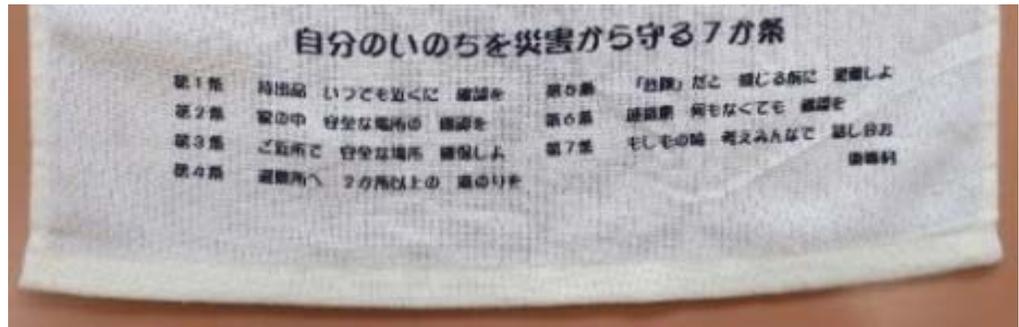
- ・年1回、6月に村民を対象とし、土砂災害に備えた避難訓練を実施。**村民の約半数の約1,000人が参加**
- ・公助（村がすること）、共助（地域がすること）、自助（自分でできること）を分け、村からの「避難勧告」等の発令に合わせ、**要支援者に対するサポーターによる避難支援、避難を通じた避難路や危険箇所の確認等を実施**
- ・避難済みの確認をスムーズに行うため、玄関などに「避難済」の目印（黄色いタオル）を掲示するなどの**工夫を凝らした訓練を実施**



避難訓練の様子



避難完了の目印



### 避難行動要支援者支援計画

		地区名	
		小組合名等	
		避難の場所	
<u>避難に助けが必要な高齢者等</u>		あらかじめ決めた	備考
氏名	電話番号	<u>サポートをする人</u>	
		緊急時の連絡先 (相手先氏名・電話)	

「要支援者」と「サポーター」をあらかじめ設定

# 平成30年7月豪雨における名簿の活用状況

## ＜地域における避難を促す仕組み＞

- 過去の災害（昭和51年の水害）の教訓を生かし、その時の状況を同じ地域の住民に共有して、注意を促すとともに、地域包括支援センターを中心に平成25年から設置している小地域ケア会議の取組として、『見守り支えあい台帳』を作成しており、それを活用して、地区の対象者の避難支援を行った。〔岡山県倉敷市〕
- 自主防災組織が、自治体から提供された避難行動要支援者名簿を基に独自に作成した名簿を用いて避難訓練を実施しており、この名簿を使って避難支援を行った。〔岡山県総社市〕
- 地区会として、住民の連絡先等を記したリストや一人暮らしの世帯等を明示した地図を作って避難支援を行った。加えて、今回の災害に関しても、災害の実態をまとめた掲示物を作成し、後世に地域における防災意識の向上を図っていく。〔広島県東広島市〕
- 自治体から提供された避難行動要支援者名簿の情報を活用し、避難場所、避難の合図（タイミング）、気にかける人（避難支援を必要とする人等）などを記した災害・避難カードを、避難訓練を通じて作成しており、各自がカードに基づき避難行動・避難支援を行った。〔愛媛県大洲市〕

服部地区見守り支えあい台帳地区別対象者数  
(単位/人) 平成29年10月作成

対象者	代表者	小地域委員	65歳以上の 住民 (人)	世帯全員 75歳以上 (人)	日中、75歳以上 となる世帯 (人)	しよがい 等の世帯 (人)	地区代表者 が訪れた者 (人)	計	回数 なし	いのちの タッチ	緊急時 の 避難
袴・礼部・神宮地			3					3	0	2	1
八島			1		9			10	0	7	2
金谷			2		3			5	0	3	0
関原			4		5			9	0	1	2
新田			2	4	6	1		13	0	6	3
山手								0	0	9	0
久島			2	6	1			9	0	1	0
久美団地				1				1	0	0	0
藤田			1		3			4	0	1	0
谷本・滝野			2	2	2			6	0	3	0
計	10	12	17	13	29	1	0	60	0	24	5

真備町服部地区の台帳



東広島市洋国団地の掲示物

## <参考資料及び参照情報>

○令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/h25/hinansien.html>

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成29年3月）（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/jireisyuu.html>

○リーフレット「災害時に備えて今できること」（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/panf.html>

○防災情報のページ（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

○みんなで防災のページ（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html>

○防災教育チャレンジプラン（内閣府政策統括官（防災担当））

<http://www.bosai-study.net/>

○防災まちづくり大賞（総務省消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>